

産業廃棄物処理施設の「維持管理に関する計画」について

当焼却炉は平成 9 年の廃棄物の処理および清掃に関する法律の改正以前に設置許可を受けており、当時は施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、維持管理に関する計画の公表については適用除外となります。

焼却施設： 汚泥焼却炉

設置年月日： 昭和 4 9 年 1 2 月 1 3 日